

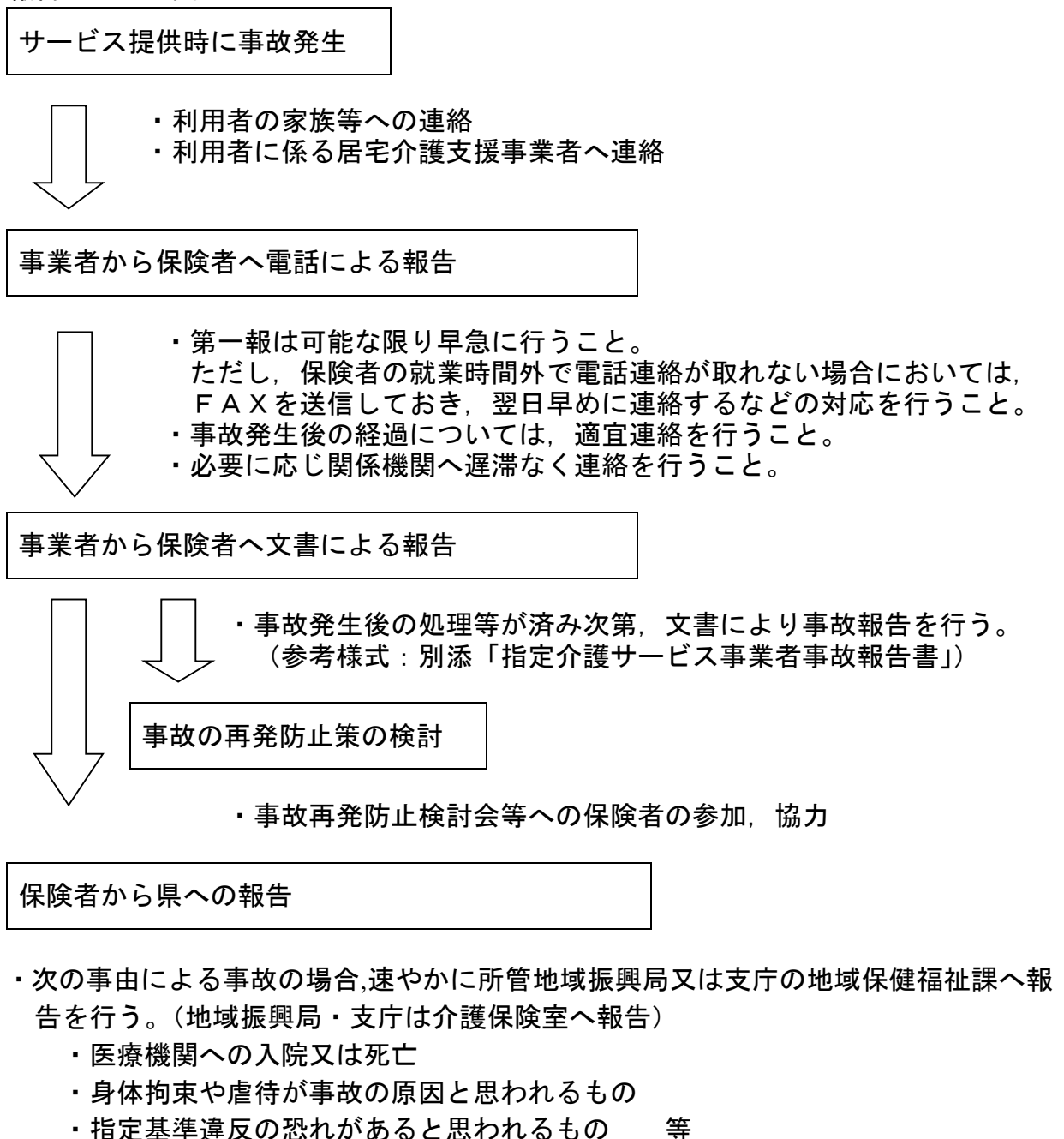
指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課介護保険室
(令和3年4月20日改定)

1 目的

指定介護サービス事業者（以下「事業者」という）が、サービス提供時に発生した事故について、その内容や対応の状況を保険者に報告を行うことにより、事業者が保険者との連携を円滑に行い、事故に対する適切な対応や再発防止策を講じるとともに、介護サービスの安全と質の向上を図ることを目的とする。

2 報告のフロー図



3 事業者が事故報告を行う範囲

事業者は、次の事由に該当する場合に保険者に対して報告を行うこととする。

(1) サービスの提供による利用者の怪我又は死亡事故の発生

(注1)「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。

また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。

(注2)怪我の程度については、医療機関で受診を要したものを原則とする。

(注3)事業者側の過失の有無は問わない。

(注4)利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。

(2) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

(注)利用者の処遇に関連するものに限る。(例：利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など)

(3) 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたとき、規定値を超えるレジオネラ属菌が検出されたとき

(注1)保健所等関係機関へも報告を行い、関係機関の指示に従うこと。

(注2)報告の範囲については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年老発第0222001号厚労省局長通知）」に従って報告すること。

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

4 報告を受けた保険者の対応の留意点

- ① 事故に係る状況を把握するとともに、事故への対応が終了していないか、又は、明らかに不足している場合等当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応（事実確認、指導等）を行うものとする。
- ② 事業者から文書による報告内容が不足している場合は、再報告等を求める。
- ③ 報告内容をもとに下記5の事由に該当する場合は、所管の地域振興局・支庁（地域保健福祉課）へ報告を行うものとする。
- ④ 事故の再発防止策を検討するにあたって、事業者から保険者に協力依頼があった場合には、可能な限り対応をする。

5 保険者から県への報告について

次の事由による事故の場合は、県に報告するものとする。

なお、地域密着型サービス事業者に係るものについては、原則、死亡事故のみとする。

- ① 事故により利用者が医療機関で入院治療を要したものの又は死亡したもの
- ② 利用者への身体拘束や虐待が事故の原因となっていると思われるもの
- ③ 指定基準違反の恐れがあると思われるもの
- ④ 職員の不祥事が原因となっていると思われるもの
- ⑤ 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたとき、規定値を超えるレジオネラ属菌が検出されたとき
- ⑥ その他、他の事業者事例として情報提供することによって、同様な事故の発生防止に資すると思われるもの

6 報告の活用等について

県において報告内容を取りまとめ、県内事業者等のリスクマネジメントの強化のための基礎資料として活用する。

なお、当該報告は事業者の事故に対する過失の有無を判断するものではない。